

I.反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁30～32目において、『共同正犯における「一部行為の全体責任の原則」は、単独正犯における個々の実行行為に分解することができない行為の全体の機能的連関を考慮に入れて行為の共同現象を捉える原則である。』とあるが、このように解釈することが、なぜ共謀共同正犯否定説を支持する根拠となるのか。
- 10 2. 弁護レジュメ1頁22行目に「共謀共同正犯肯定説は、正犯と共犯の区別の境界を曖昧なものとすることになる。」とあるが、全員が謀議の中で次第に決意を固めていき、誰が教唆したか、誰が幫助にまわったかをもはや特定できない(または、その重要性をもたない)こともあるため、これらの場合において共謀の形成にあたり重要な影響力をもったが、実行行為を直接には分担しなかった者を正犯として処罰することを可能にする点に共謀共同正犯の理論の重要な意味がある¹。そのため、共謀共同正犯が問題となるような事例において
- 15 15 正犯と共犯の区別にそれほどこだわる必要はないのではないか。

以上

¹ 井田良『講義刑法学・総論[補訂版]』(有斐閣、2011年)463頁